

(4) 予算等の議会への説明のルール化 ・ 予算や決算を議会に提出する際には、市長は施策別又は事業別に資料で説明する

名古屋市の現状	他議会の状況	研究会の議論
<p>■ 予算議案、決算認定案に資料添付</p> <p>■ 予算議案説明会の開催</p>	<p>■ 川崎市議会基本条例（議会への説明等）</p> <p>第7条 予算編成方針を定め、若しくは予算を調整したとき、又は基本計画（市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいう。以下同じ。）等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。</p> <p>3 市長等は、予算の調整又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。</p>	<p>○ 予算について、各常任委員会では、説明はそこそやっていと思うが、各局による説明は縦割りで、別の委員会の局のことは議論ができない。他議会を見ると予算特別委員会等で議論している。委員会ごとの議論がいまいちか議論が必要だ。</p> <p>○ 予算等の議会への説明のルール化については、一定のことはされている。</p> <p>○ 市民の声を予算のときにも活かしていくことが重要だ。会派ごとに毎年予算要望を出しているが、それが各局にどう活かされているのか見えにくい。予算立てて案件がまとまった段階でその要望をどう活かしているのか見えるようにするのが望ましい。</p> <p>○ 予算について、常任委員会ごとの審議だと個別具体的に議論できる利点があるが、局間に渡る総合的な予算の審議のあり方について議論が必要。</p> <p>○ 所管事務調査の中では、「来年度予算に関わるから」という声が当局・議会から出る。予算は、2月定例会の1ヶ月間で議論しているのみであり、議会側がむしろルールに縛られている。予算先議は法制化されていない。「市長の予算編成権を侵害するおそれがあるからやめて」と言っているだけ。これでは他局に渡る議論ができない。年間を通じて議論がしたい。予算特別委員会で総括をして、常任委員会で個別にやるとか、本会議の日にちを十分確保する等、議論を深める方法があってもいい。</p> <p>○ 予算編成で事業別・施策別の資料をつくらせてもらって、要望がどう実施されているのか、予算編成前にも審議できないか。予算審議ルールの見直しが必要だ。どんな方法があるか、予算議会を充実させることが大事だ。</p> <p>○ 名古屋市民も税金・予算がどう反映されているか関心が高まっている。これまでのやり方を見直す検討が必要だ。予算特別委員会や決算特別委員会をインターネットで放映している他都市がある。これを含めて中身が見えるようにすることが大事だ。</p> <p>○ 10%減税の議論のとき、議会側は財源を具体的に示すよう6月から言ってきたが、市側は「予算に関わるからだめだ」と言い、1月12日にやっと議会へ説明があった。減税に反対していたわけではなく、資料がないから審議できないというのが実態だった。予算に関わるところを議論できないままに済ませるのはよくない。</p>

名古屋市の現状	他議会の状況	研究会の議論
	<p>■三重県議会基本条例 規定なし</p>	<p>○予算審議について、以前決算委員会は特別委員会方式だったが、局別に戻した経緯がある。全議員が議論できるので、これはこれでいい。全議員が関わりを持ちながら局別なら局別で議論できている。特別委員会方式に戻すのはいいかながなものか。</p> <p>○従来の発想・議論ではないけない。代表質問で3日、委員会でも1局3日の議論では解決できなければ、さらにもう1回本会議で包括的な質疑を一通一答でやる等、ゼロポイントでの発想の転換が必要だ。型を破り極端なことをやって、問題点を整理する仕組みのつくり方をしていくべきだ。過去の経過があり、そういう議論の手法を先輩方がつくり上げてきたことも事実だが、我々がふさわしいと考えることをやり、法律に抵触しているかどうかを事務局に協力してもらおうといった発想の転換が求められている。</p> <p>○予算の性格が予算の審議に大きく影響している。以前でも、与党が反対したいことはあったが、予算はトータルとして判断するものだ。市長が党議拘束を外せというなら、予算をバラバラにして持つて来いという話だが、それも現実にはできない。</p> <p>○市長が行った予算のパブリックヒアリングでは色々な意見があった。意見の反映の仕方・予算編成過程の示し方をどうするのか、編成していく上での議論をしないと行政主導になる。予算や財政問題を早い段階から示すことが必要だ。新しく大きな事業は、財政問題もあわせて議論し、市民にわかるようにするべきだ。</p> <p>○予算については議員間討議・協議機関の設置等のシステムを考えていくべきだ。議会は、チェック機能のみではなく、予算の修正や組みかえを市民に見えるようにするべきだ。</p> <p>○市長は、中期戦略プランを新世紀計画 2010 に代わるものとして出しているが、基本計画・実施計画も示していないのに、中期戦略プランをバイブルに3年間やっていくことになる。2010 のような中・長期ビジョンを持つべきだ。基本構想が昭和52年にできたが、実施計画も議決を受けていない。名古屋市の基本的なあり方が掘り下げられることなく、議決を受けずに世に出る。条例をつくって、議会が議決して、10年の市の施策のあり方を議論する場をつくるべきだ。</p> <p>○基本計画や実施計画等、地方自治法第96条第2項による議決を増やすべきだ。議会側は意見は聞かれるが、議決はしていない。議会が議決するものは何か、ルールづくりをするべきだ。</p>

名古屋市の現状	他議会の状況	研究会の議論
		<p>○予算について、最後に総括的に本会議で議論するというのはいい方法だ。</p> <p>○計画すべてについて議決する必要はないが、必要なことは議決事項にするべきだ。</p> <p>○基本計画・実施計画・長期的ビジョンを示すのが行政の責任だ。所管事務調査で議会を通ることは、市民にわかりにくい。名古屋市全体に関わる10年以上の長期計画には議決で関与すべきだ。行政は自らの壁になるような条例をつくるわけがない。研究会としての条例の提出を検討してほしい。</p> <p>○10年の計画を議決しても、5年くらいして長が必要と判断したら計画を変更して、また議決すればいい。</p> <p>＜学識経験者の意見＞</p> <p>○予算について、いつ、どういう内容が決まるかがわかりづらい。中間で予算を検討する会期を設けるのはどうか。市民の声をどう反映するかだ。予算審議が一問一答であっても、見切り発車が懸念される。途中で会期を増やせば予算要望できる。施策の進捗状況・ちゃんと予算がついているか等を議論する市会を開き、市民に知らせればいい。その段階のヒアリングがあり、議論があり、施策があり、予算化される。従来の委員会のほかに、議員の公約からこれぞというテーマ別の委員会があってもいいのではないか。</p> <p>○予算は何を意味するのか、難しくわかりにくいものだ。いきなりポイント出て、どうかと言われればOKになるが、細かく見ると変なものが入っている。通年議会の話があるが、議員間の議論の時間があるか否かが大事だ。議論できる体制をつくること、市民に何を意味するのか共有し、体制を整える必要がある。</p> <p>○予算・決算・財政はわかりにくい。名古屋市独自で変えられるものかわからないが、わかりやすい予算・決算を検討してほしい。大なり小なり必要性があつて予算はつくられている。どこかで予算が増えれば、他のどこかで予算が削られている。そこが見える形で議会で審議され、マスコミを通して市民に知らせて、選挙の判断材料となるような体制づくりが必要だ。常任委員会は必要だが、議員の審議のみではなく、行政側の答弁を市民が知りやすくなるシステムをつくってほしい。</p> <p>○予算審議は、市民から見て、やってほしいことをどう議論しているのか。単年度発想ではなく、中期的な名古屋市のあり方を議論してほしい。予算については、公聴会等を</p>

名古屋市の現状	他議会の状況	研究会の議論
		<p>開いて、議会の議論を反映してほしい。独自条例をつくることも含めて議論してほしい。この研究会の議論や改革の提案を市民も一緒に考えられたらいい。議会の情報発信を積極的に進めてほしい。</p> <p>○長期ビジョンはあまり意味がない。どういう街にするのか、市民を交えて議論することに意味がある。</p> <p>○予算については、無駄を省くことがポイントになる。きちんと使われたか、反省した上で予算を編成して、縦割りを何とかするのが議員の役割だ。</p> <p>○行政には継続性があるが、長期ビジョンは新しい市長を縛り、硬直化するので、長期ビジョンをより良いものにかえる必要がある。今後の市長を縛ることは良くないが、市長がかかわるごとに長期ビジョンがかかわるのも良くない。そのバランスをとるのが難しいが、議論の経過を市民に明らかにしてほしい。</p>

(6) 会議の運営原則を明確化

- ・ 議員相互間も討議する。
- ・ 議会活動の公正性、透明性を図る。

名古屋市の現状	他議会の状況	研究会の議論
<p>■地方自治法、委員会条例、会議規則の規定に基づく職務遂行</p>	<p>■川崎市議会基本条例 (会議等の運営) 第9条 議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、円滑かつ効率的な運営を推進するものとする。</p> <p>■三重県議会基本条例 (議会運営の原則) 第6条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。</p> <p>3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。</p> <p>4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。</p>	<p>○パブリックヒアリングについて、公聴人や参考人をルールとして設ける必要がある。1週間前にしか出せないなら会期を延ばす。議会も市民の声を聴く仕組みが必要だ。その上で、結論を出す前に、議員同士の討論の場を設ける必要がある。</p> <p>○議長の決め方が市民にわからない。議会の役職者の決め方は透明性が必要だ。</p> <p>○請願・陳情に関して、当局とではなく、議員間討議をやらなさいといけない。行政と別立てになるのはおかしいので、議員間討議プラス行政の参加が必要だ。</p> <p>○市民に開かれた議会運営が必要だ。本会議で使うパネルが傍聴席からもわかるようにするべきだ。</p> <p>○請願審査について、今は当局の意見聴取が主になっている。議員が主体的に審議するべきだ。また、代表者の発言を原則とすべきだ。</p> <p>○会議の運営は公正・透明・民生的であるべきだ。選挙で選ばれた議員は、党派等に関係なく対等・平等に扱われるべきだ。</p>

(7)委員会活動を明確化

・議案審査に限らず、所管事務調査で政策に提言する。

名古屋市の現状	他議会の状況	研究会の議論
<ul style="list-style-type: none"> ■ 委員会条例の規定に基づく職務遂行 ■ 委員会記録の作成・閲覧 ■ 所管事務調査の実施 	<p>■川崎市議会基本条例 (委員会の活動)</p> <p>第10条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属するため の事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮しな ければならない。</p> <p>2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、 調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うもの とする。 (会議における質疑応答等)</p> <p>第11条</p> <p>4 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調 査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。 この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。</p> <p>■三重県議会基本条例 (議会運営の原則)</p> <p>第6条</p> <p>3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整する ものとする。</p> <p>4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応 じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。 い。</p> <p>(委員会等の公開)</p> <p>第20条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等 を原則として公開する。</p>	<p>○特別委員会について、議員は質問をする が、テーマの共有化はなく、議論が深まっ ていない。他局のことだと議論できないこ とについて、フローの仕方として特別委 員会以外にも考えられる。</p> <p>○傍聴者について7名までということでき じ引きをしているが、できるだけ多くの 人が傍聴できるよう努力する必要がある。</p> <p>○委員会活動について、日程は正副委員長 だけではなく、委員会で諮る必要がある。</p> <p>○委員の個人視察については、政務調査費 があるから、やめるべきだ。</p> <p>○委員会の傍聴人が7人を超える場合は別 室で対応する等工夫が必要だ。</p> <p>○特別委員会について、テーマ別なのに局 別に議論している。全員が参加する必要が あるのか、6つ必要あるのか。不必要なら カットするべきだ。テーマを決めて、いつ までに結論を出すか決めるべきではない か。</p> <p><学識経験者の意見></p> <p>○傍聴者については、消防法に抵触しない 範囲で考える必要がある。</p>

■三重県議会の取り組み

- 委員会の公開、テレビ・インターネット中継
 - 委員会会議録や県内外調査の概要を議会ホームページに掲載公表
 - 委員会資料の議会ホームページ掲載に向けた検討
 - 常任委員会等の審査・調査の方法
- 会期中の常任委員会の冒頭において、議案、請願の審査方法等を委員間で協議する機会を設け、特に県民の利害にかかわる重要な議案や請願の審査に当たっては、委員会での参考人の招致や公聴会の開催など、内容に応じた的確な審査・調査が行えるよう、柔軟な運営を行う。

○ 予算決算常任委員会の設置、改革

- ・平成10年度に、予算と決算を総合的に審査調査する予算決算特別委員会を設置した。同委員会では、当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査を行い、意見、提言を行うとともに、決算審査だけでなく、前年度の政策評価にも関与し、翌年度の県政運営方針につながる活動を行ってきた。
- ・平成16年度には、予算と決算の一体的な審査・調査による議会機能の強化を図るため、従来の常任委員会への分割付議から当委員会への一括付託とするなど抜本的な改革を行った。
- ・平成18年6月の地方自治法改正により、常任委員会の複数所属が可能となったことに伴い、委員会条例を改正し、平成19年4月30日から予算決算常任委員会を設置し、従来の行政部門別常任委員会との複数所属とした。

(8) 反問権を含む質疑応答の基本原則を明確化 ・必要に応じ市長が質問したり、一問一答方式を選択する。

名古屋市会の現状	他議会の状況	研究会の議論
<p>■会議規則を改正し、一問一答方式の質疑応答を可能にした。</p>	<p>■川崎市議会基本条例 (会議における質疑応答等) 第11条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について会議等において質疑し、又は質問することができる。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとする。</p> <p>2 市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。</p> <p>3 会議等における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一問一答方式等の効果的な方法を選択することができる。</p> <p>4 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。</p> <p>■三重県議会基本条例 (議員の責務及び活動原則) 第4条 4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。</p>	<p>○持ち時間制で一問一答は多数会派に有利だ。短時間では一問一答はやりにくい。議会のルール・議論のあり方をゼロベースで議論する必要がある。</p> <p>○本会議の質問時間の制限はやめるべきだ。</p> <p>○市長の反問権は、質問の範囲内で認めるべきだ。議論を深めるためのものだ。争点をずらすようなものはいけくない。</p> <p>○本会議における質問時間の制限は、時間制限が全くないというのはいけくないが、議員間は平等である必要がある。</p> <p>○議会も局別の発想が身についている。局別の質疑を変えていくべきだ。</p> <p><学識経験者の意見> ○長がまともに答えないことはどこでもあ る。時間を決めてルールづくりをすると面 白い。長く話しても中身は同じ。時間では なく中身の問題。</p>

(13)図書室の充実

・ 議員による調査研究の充実

名古屋市の現状	他議会の状況	研究会の議論												
<p>■議員の利用状況</p> <table border="1" data-bbox="874 138 1182 629"> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>20年度</td> <td>21年度(11月)</td> </tr> <tr> <td>貸出状況(冊)</td> <td>304</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>レファレンス(人)</td> <td>116</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>122</td> <td>60</td> </tr> </table> <p>蔵書数：約2万冊</p> <p>取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日経テレコン、官報情報検索システムの配備 ・ 市民及び当局への開放 ・ 貸出・蔵書管理の導入のため、パソコン管理の導入 	利用者数(人)	20年度	21年度(11月)	貸出状況(冊)	304	180	レファレンス(人)	116	60		122	60	<p>■川崎市議会基本条例(議会図書室)</p> <p>第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。</p> <p>■三重県議会基本条例(議会図書室)</p> <p>第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。</p> <p>■三重県議会の取り組み</p> <p>議会図書室の機能強化を図るため、次の取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 蔵書の一般教養、社会科学への絞り込み ○ レファレンスサービス向上のため、日経テレコン、官報情報検索システム等の配備 ○ 図書室の県民及び執行機関への開放 ○ 閉館時間の延長(午後6時まで) ○ 貸出・蔵書管理の導入のため、パソコン管理の導入 ○ 三重県図書館情報ネットワークを利用した三重県立図書館からの蔵書の借受け 	<p>○図書室の充実について、議会の活動がすべてわかる形に整える必要がある。議員ごとの賛否がわかるようにしてほしい。政務調査費の使途の公開等、情報公開請求をしながらも、議会情報がわかるようにしてほしい。</p>
利用者数(人)	20年度	21年度(11月)												
貸出状況(冊)	304	180												
レファレンス(人)	116	60												
	122	60												